

岡情審査第5961号

平成22年12月24日

岡山市市場事業管理者 龍門 功 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 山 口 和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

別表諮問一覧に掲げる下記の諮問について次のとおり答申します。

記

別表（諮問一覧）の開示請求受付日に開示請求された意見書に関する伺（起案—決裁）文書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市市場事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 審査会の判断

1 意見書を非開示としたことについて

当審査会の「調査審議の手下にある意見書」が岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第5条第3号の審議・検討・協議情報に該当することは、すでに平成17年4月28日付け、岡情審査第17号及び平成20年2月8日付け、岡情審査第247号により繰り返し答申したところである。この判断は、異議申立人により繰り返し行われている大量の意見書の開示請求と異議申立てにもかかわらず、現在もなお変わらないものである。

2 理由付記について

実施機関が非開示とした理由を条例第5条第3号をもって行っており、理由付記の内容をみると、「意見書は、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第5条第3号に規定する審議・検討・協議に関する情報に該当するため」などと、一般人が容易に理解し得るものであると判断でき、条例10条第1項に違反しているとはいえない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第3. 審査会の処理経過

1. 開示請求から諮問までの経過

別表（諮問一覧）のとおり

2. 審議期間

平成20年5月19日～平成22年12月20日

別表（諮問一覧）

開示請求受付日	処分決定日	異議申立日	諮問年月日	諮問文書番号
平成20年2月15日	平成20年2月29日	平成20年3月24日	平成20年4月10日	岡市場業第8号